

令和7年度働く世代のスポーツ活動支援事業実施要領

1 事業要旨

働く世代のスポーツ機会を創出するモデル事業を募集し、県内事業所、総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ・レクリエーション関係団体への支援を行うことで、働く世代のスポーツ機会の充実を図る。

2 補助対象事業

働く世代のスポーツ機会の創出を目的とした新たな事業。

なお、会員制スポーツクラブ等が参加費を徴収して事業を行う場合は、運動習慣のない人が新たにスポーツ活動を始めるための取組を実施すること。

- (例)・従業員が休憩時間を活用して実施する、職場でのスポーツ活動
- ・働く世代が参加しやすい時間帯に行う、定期的なスポーツ大会、教室等のイベントの実施
- ・託児付きスポーツ教室や親子参加型スポーツ交流会等の開催

3 実施期間

令和7年7月25日（金）～令和8年2月28日（土）まで

※上記期間中、交付決定後に実施される事業であれば、1日限りのイベントや2～3日限定で開催されるスポーツ教室等も補助対象事業とする。

4 補助対象者

(1) 県内に事業所を置く企業又は団体

なお、法人格を有しない任意団体については、次のいずれにも該当するもの

- ① スポーツ・レクリエーションの振興のための事業を行うことを主たる目的とすること
- ② 組織の運営に関する規則、規約、会則等があり、会員名簿を備えていること
- ③ 団体の構成員が5名以上であること
- ④ 予算・決算及び適正な会計処理を行っていること
- ⑤ 団体の責任者及び事業の連絡責任者が特定できること
- ⑥ 宗教活動や政治活動を行う団体でないこと
- ⑦ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと

(2) 総合型地域スポーツクラブ

5 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

補助対象事業者（以下「事業者」という。）における事業に要する経費の一部について、県が予算の範囲内において団体へ交付するものとする。

なお、1団体当たりの対象経費の下限を5万円とする。（交付額の上限は30万円。千円未満切捨て。）

補助対象経費は、次のとおりとする。

- ① 講師及び託児保育士謝金
- ② 会場使用料及び賃借料
- ③ スポーツ用具賃借料
- ④ イベント宣伝用チラシ作成費
- ⑤ 広告費
- ⑥ 消耗品費（10万円未満の物品）

(2) 補助率

補助率の上限は1／2とする。なお、補助率は申請事業者数及び申請額の合計等を勘案

し決定する。

(3) 経費の使途

経費の使途については、事業が円滑な推進に資するものに限定するとともに、事業費以外の経費に充当してはならない。

(4) 参加者から費用を徴収する事業の取扱い

参加者から費用を徴収する事業については、総事業費から、参加者から徴収した参加費等の費用を除いた額を補助対象経費とする。

6 募集について

募集は、1次募集と2次募集の2回に分けて実施する。

なお、募集に係る詳細については令和7年度働く世代のスポーツ活動支援事業費補助金交付要項において定める。

附則 この要領は、令和7年7月4日から施行する。